

総 務 経 済 委 員 会

招 集 年 月 日	令和3年 9月22日			
招 集 の 場 所	湖西市役所 委員会室			
開閉会日時及び宣告	開 会	午前 9時57分	委員長	土屋 和幸
	閉 会	午前11時58分	委員長	土屋 和幸
出席並びに欠席議員 出席 6名 欠席 0名 ○ ……………出席を示す ▲ ……………欠席を示す	氏 名	出 欠	氏 名	出 欠
	柴田 一雄	○	加藤 弘己	○
	土屋 和幸	○	荻野 利明	○
	佐原 佳美	○	馬場 衛	○
説明のため出席した 者の職・氏名	市民安全部長	安形 知哉		
	保険年金課長	崎本 昌子		
	後期高齢者医療係長	河合 雄介		
	国保年金係長	仲本 真武		
	健康増進課課長代理	小野田 健児		
職務のため出席した 者の職・氏名	局長	松本 和彦	書記	金原 宥貴
			書記	戸田 匡哉
会議に付した事件	令和3年9月定例会付託議案審査			
会議の経過	別 紙 の と お り			

傍聴議員：竹内祐子、神谷里枝

総務経済委員会会議録

令和3年9月22日（水）

湖西市役所 委員会室

湖西市議会

〔午前9時57分 開会〕

○加藤副委員長 皆さんおはようございます。本日は、御多忙のところ御参集いただきましてありがとうございます。それでは委員長、開会をお願いいたします。

○土屋委員長 改めておはようございます。

大変お忙しい中、保険年金課の皆さんや、そろっていただきありがとうございます。今日は国民健康保険事業特別会計と、こちら後期高齢者のほうの決算の審査をさせていただきますのでよろしくをお願いいたします。では着座にてお願いいたします。

それでは、所定の定数に達しておりますので、ただいまから総務経済委員会を開会いたします。

本日、竹内議員より傍聴の申出があり、当委員会に同席されますので御報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、既に配付されております付託議案一覧表のとおりでございますのでお願いいたします。

ただいまから議案の審査に入りますが、発言は必ず挙手の上、指名に基づいて行ってください。なお、質疑は一問一答式とし、答弁は要点を簡潔に述べていただきますよう、よろしくをお願いいたします。なお、会議録作成のためマイクを手前に向け、スイッチの入れ忘れのないようお願いいたします。

また、職員の皆さんが資料確認等のため、審査の最中に委員会室に出入りすることにつきましては、あらかじめ許可をいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○土屋委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

出入りされる職員におかれましては、審査の邪魔にならないよう静かに出入りするようお願いいたします。

では、議案の審査に入らせていただきます。

初めに、議案第90号、令和2年度湖西市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。決算書は14ページから19ページ及び308ページから329ページ、主要施策成果の説明書は189ページから260ページまでとなります。

これより質疑を行います。

質疑は歳入全般と歳出全般にそれぞれ分けて行いますのでお願いいたします。

初めに、歳入について質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

柴田委員。

○柴田委員 1款の国民健康保険税の歳入に関わるところですけれども、収納率のほうが前年度より多少微増という形で増えているかなと思うんですけれども、そういった状況と、あと県内各市としては位置的にはどうかということで説明をお願いします。

○土屋委員長 保険年金課長。

○崎本保険年金課長 お答えいたします。

令和元年度と比べて令和2年度の収納率は、現年課税分が97.07%で0.46ポイントの増、滞納繰越分は25.02%で1.50ポイントの減、合計では86.90%で1.13ポイントの増となりました。

県内23市での順位は、現年課税分は前年度と変わらず2位、滞納繰越分は9位から11位へ下降、合計では前年度と変わらず2位となっております。

以上でございます。

○土屋委員長 ありがとうございます。どうですか、どうぞ。

○柴田委員 収納率を上げるために、特に令和2年度で取り組んだこととかがあれば教えてください。

○土屋委員長 保険年金課長どうぞ。

○**崎本保険年金課長** お答えいたします。

滞納整理については、主に税務課を中心に取り組んでおります。

最初に税務課の取組としましては、滞納年度や金額など、滞納者ごとの状況を確認した上で、財産調査の予告、最終催告、財産の差押え予告など、文書を使い分けた催告を実施するとともに、毎月1回、夜間の納税相談を行っており、年に4回は休日の納税相談を実施しております。

また、催告書等を送付しても納付がないものとか、あと納付相談に応じない者には財産調査の上、差押えを執行しております。

次に、保険年金課の取組としましては、滞納の早期解消のために現年度の課税分については保険年金課のほうで電話催告を8月と12月に2回実施いたしました。あと保険証の一斉更新時に、前年度以前の保険税に滞納がある者には、短期証の対象といたしまして、市役所の窓口に出向いていただいて交付するというので、納税相談の機会を設けております。

以上でございます。

○**土屋委員長** どうですか、柴田委員。どうぞ。

○**柴田委員** 納税者の立場に立った、市民の相談に乗ってくださったりというような状況がよく分かりました。

あともう1点よろしいですか。

○**土屋委員長** どうぞ。

○**柴田委員** 不納欠損の額が前年度より増えていると思うんですけども、そのあたりの状況について何かあれば教えてください。

○**土屋委員長** 保険年金課長。

○**崎本保険年金課長** お答えいたします。

令和2年度は令和元年度に比べて人数が28人の減、金額は約676万円の増となっております。

その主な理由といたしましては、高額滞納者の不納欠損が多かったためでございます。

1人当たりの最大の欠損額におきましては、令和元年度は約65万円でありましたが、令和2年度は約223万円ということで、1人当たりの最大の欠損額は158万円も増えております。また100万円超えの欠損者につきましては、令和元年度はゼロ件でありましたが、令和2年度は6件ございましたので、そのようなことが今回、令和2年度が不納欠損額が増えているという理由になります。

以上でございます。

○**土屋委員長** 柴田委員。

○**柴田委員** よく分かりました、ありがとうございます。

以上で終わります。

○**土屋委員長** そのほかはありますか。

荻野委員どうぞ。

○**荻野委員** まず、コロナ減免とコロナ徴収猶予の申請件数と不承認件数、それと不承認の理由を教えてください。

○**土屋委員長** 保険年金課長。

○**崎本保険年金課長** お答えいたします。

コロナ減免につきましては、申請が56件、そのうち不承認件数は3件でございます。徴収猶予につきましては、申請19件のうち不承認は1件でございます。

不承認理由につきましてはですが、減免3件のうち1件は、令和2年収入の減収見込みが令和元年と比べて基準である3割減に達していないということ。ほかもう1件は世帯主でない被保険者の収入の減少による申請であったため、これも基準をクリアしていないということでございます。それでもう1件は取下げということで、合計3件になって

おります。

あと徴収猶予の不承認理由でございますが、納税義務者、世帯主以外の同一世帯員の収入減少による申請であったため、これも申請要件をクリアしていないということで不承認となっております。

以上でございます。

○土屋委員長 荻野委員。

○荻野委員 それとコロナ減免について、国の財政支援というのはあったのかどうなのか。

○土屋委員長 保険年金課長どうぞ。

○崎本保険年金課長 お答えいたします。

コロナ減免につきましては、災害等臨時特例補助金及び特別調整交付金による国の財政支援がございます。補助割合は、コロナ減免額の10分の10でございます。

なお、財政支援の対象となる国民健康保険税は、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されている保険税ということで、財政支援の基準が示されておりましたので、市の減免対象も同じ期間の保険税で設定させていただいております。

以上でございます。

○土屋委員長 荻野委員。

○荻野委員 はい、分かりました。

○土屋委員長 ほかに。

佐原委員。

○佐原委員 すみません、今の減免のところで、世帯主でないと駄目というのが国の要件なんですが、でも中にはまだ高齢のお父さんが世帯主になっていて、息子に替わってなくて、でもその家の収入、財布がp o o rになっていたりすると大変だというのが実態なおうちというのは幾らでもあると思うんですけど、そういうものに対しての何か救済措置みたいなものはないのでしょうか。

○土屋委員長 保険年金課長。

○崎本保険年金課長 国のほうから財政支援の要綱として示されている内容が、世帯主というよりは、主にその世帯の生計を維持している者という言い方をされております。

それで、それに対して、ではそれを世帯主とするのかどうなのかというところなんですけれども、一応、県内市町で調査といいますか、県のほうでもアンケート調査をしたりとか実態調査をした中では、やはり国保税のその世帯の中で、世帯主というのが本来生計を維持している者ではないかという考え方になっております。ですので一応は世帯主、国保のほうで捉えている世帯主ということでさせていただいてるんですけども、状況によっては、これは国保のほうで世帯主を変えることで対応ができるのではないかと、そうするほうがいいのではないかと判断をした場合には、住民のほうの登録とは別に国保の単独で世帯主を変更するというのも、全く不可能ということではないものですから、ケース・バイ・ケースで対応させていただいているという状況でございます。

以上です。

○土屋委員長 佐原委員。

○佐原委員 例えば漁師さんとか、そういうおじいさんが世帯主になっていて、住民票上は、だけでも実際は会社員ではなく国保加入者でという場合もあるかと思うのですが、今のようなそういう相談に乗っていただければ市民は助かるなと思いました。ありがとうございます。

○土屋委員長 ではほかにありますか。

佐原委員。

○佐原委員 では4款の説明書190ページのところに、県補助金が前年より1億1,328万3,000円減っているんですけ

ど、その理由をお願いします。

○土屋委員長 保険年金課長。

○崎本保険年金課長 お答えいたします。

県補助金のうち普通交付金が約1億3,204万円減少しております。その主な理由でございますが、普通交付金というのは歳出の2款保険給付費とほぼ同額が県から交付されるものでございます。令和2年度は新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言発令によって外出を控えたことや、感染予防対策によってコロナウイルス感染症以外の傷病も予防できたことなどによって保険給付費、いわゆる診療費等が減少したことに伴いまして、普通交付金も減少しているということでございます。

以上です。

○土屋委員長 佐原委員。

○佐原委員 ありがとうございます。インフルエンザがなかったとか激減とかというのもありましたので、医療費が少なかったという理解で分かりました。

では続いていいですか。

○土屋委員長 佐原委員。

○佐原委員 ではその4款2項、資料190ページのところに、今御説明いただいた県補助金の内訳です。普通交付金と特別交付金とあって、特別交付金の内訳の中に保険者努力支援分というのがあって、前年よりも892万4,000円と随分増えているんです。先ほども収納率がいいほうだというお話もあった、そういう努力報酬だとは思いますが、その辺の説明をお願いいたします。

○土屋委員長 保険年金課長。

○崎本保険年金課長 お答えいたします。

保険者努力支援分特別交付金というのは、医療費の適正化や国保固有の課題への取組を評価・点数化して、その点数に応じて国から交付金が受けられる制度でございます。収納率、特定健診・保健指導受診率、適正受診・適正服薬への取組など、多くの指標に向けて努力することが事業の充実と財源確保につながる制度になっております。

令和2年度は取組評価分として約2,670万円、事業費分として約448万円が交付されて、前年度に比べまして約892万円の増額となっております。

取組評価分は、前年度に比べて約445万円の増で、県下で保険者努力ポイントの獲得順位は、35市町において前年度は9位でございましたが、令和2年度は3位に上昇しております。

事業費分の約448万円は、令和2年度から新たに始めた特定健診未受診者対策の経費に関わる交付金となっております。

以上でございます。

○土屋委員長 佐原委員。

○佐原委員 分かりました。ちょっとすみません、久々の国保なので申し訳ありませんが、言葉の説明をお願いしたいというところで、ではその下の特別調整交付金分というのと、それから一つ一つお願いしたいんですけど、あと③の健康増進事業費補助金という、これは皆増というか、初めて出てきたかなと思うんですけど、では今の保険者努力支援分の下、特別調整交付金分からの説明をお願いいたします。

○土屋委員長 保険年金課長。

○崎本保険年金課長 まず、特別調整交付金のほうから御説明申し上げます。

特別調整交付金は、非自発的失業者軽減における減免分や、新型コロナウイルス感染症における減免分、システム改修に係る経費等に対して、国が交付金を交付する制度でございます。

令和元年度と比べて約669万円の増となっております理由としましては、新型コロナウイルス感染症に係る減免に

より約396万円の増、非自発的失業者軽減における減免分が約95万円の増、あとは保険者努力支援制度分による部分もございまして、そちらのほうが約213万円の増ということが、増の主な内訳になっております。

次に、健康増進事業費補助金につきまして御説明いたします。

こちらが健康増進法に基づく健診費用や、健康教育などに係る経費についての補助となっております。特定健診の追加項目、尿酸値に対する補助が2万2,000円となっております。

当初予算に計上できなかったのは、令和2年度中に県から助言をいただいて補助金の申請をしたという事情がございます。

以上です。

○土屋委員長 佐原委員。

○佐原委員 ありがとうございます。尿酸値などは痛風の人などは検査しないと、そこにも適用していただいたということで、ありがとうございます。

あと、今特別調整交付金の説明が669万円と396万円だと説明いただいたんですけど、この決算書で令和元年度と令和2年度を比べると倍増しているんです。令和元年度は771万3,000円、これが1,440万円と全く倍なんだけど、この今言っていた数字で700万円になるのか。772万円より多くなっちゃうような気もしたんですけど、細かいことはいいですか、この数字がちょっと違ったかなと思ったんですけど。

○土屋委員長 保険年金課長。

○崎本保険年金課長 御説明申し上げます。

先ほど増えた分の主な理由ということで3つ御説明したんですけども、それを3つ足すと704万円になります。それでこの科目で増えた分が先ほど669万円ということで、それよりもこの3つを足したのが増えている、こちらのほうが金額が多いということなんですけれども、ほかの項目で減った分もございまして、増になった主な理由ということで、この3つを御説明さしあげましたので、それ以外のものが減っているものがございまして、それを相殺すると全体としては約669万円の増になるということでございます。

以上です。

○土屋委員長 佐原委員。

○佐原委員 はい、分かりました。

ちょっともう1点だけ、先ほどのその3つを足したという中に、非自発的失業者減免分というのは、自分で失業したくないのにという人のことだと思うんですけども、その情勢によりコロナ禍とか、それと最初に言われた、コロナと非自発的とシステム改修と、3つ言われましたよね。そのコロナには非自発的失業者というのは入らないのですか。

○土屋委員長 保険年金課長。

○崎本保険年金課長 御説明申し上げます。

コロナ減免には雇い止め、いわゆる自発的じゃない非自発的に雇い止めを受けた者で退職した者は含まれないということになります。

というのは、非自発的失業者軽減というのは、コロナ減免の前から制度として確立されているものでございまして、コロナ減免は、今回コロナの感染症が大変拡大したことによって、やはり国保被保険者の皆さんに生活上で大変な不便があるだろうということで、急遽国が制度を確立したものでございますので、その辺は分けてこちらのほうで、国のほうもそれは分けてということになっておりますので、そのように対応させていただいております。

以上です。

○佐原委員 ありがとうございます。

○土屋委員長 ほかにありますか。

加藤委員。

○加藤副委員長 全般的なことですが、国保は被保険者の減少に伴う保険税収入の減少で、どの保険者も苦しい財政状況と聞いているんですけど、湖西市の財政の状況はどうなんでしょうか。

○土屋委員長 保険年金課長。

○崎本保険年金課長 お答えいたします。

湖西市の状況でございます。歳出の基金積立金を除いた当市の単年度収支は、静岡県と広域化した平成30年度以降は毎年赤字となっております。単年度収支を申し上げますと、赤字の部分ですが平成30年度は8,331万円、令和元年度は3,282万円、令和2年度は2,883万円の赤字となっております。

基金残高は、令和2年度末で5億3,507万円でございます。今後はこの基金にて赤字部分を補填していく必要がございますので、湖西市も余裕のある状況ということではございません。

また、静岡県国民健康保険運営方針というものが、この広域化に伴いまして県と各市町で調整、協議をした上で定めた方針がございます。この中では県内各市町における標準保険税率の一本化、また赤字繰入れの解消というものが目標となっておりますので、保険税率の改定による税収の増でありますとか、あと先ほど御説明さしあげた保険者努力によるインセンティブの交付金の増などによって、財源を確保していく必要があると考えております。

以上です。

○土屋委員長 加藤委員。

○加藤副委員長 ありがとうございます。何か非常に苦しいので、またほかのところでは今後どうするかということもしっかり聞きたいと思います。ありがとうございました。

○土屋委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○土屋委員長 それでは歳入のほうはいいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○土屋委員長 それでは歳出のほうで質疑のある方はお願いいたします。

加藤委員。

○加藤副委員長 ちょっと関連なんですけど、1款3項のところには運営協議会というのがあるわけなんですけど、この運営協議会でいろいろ話し合っていると思うんですけど、今後の税率とか、そういう改定は行わないといけないとかいうような話は出なかったんでしょうか。

○土屋委員長 保険年金課長。

○崎本保険年金課長 お答えいたします。

令和2年度は税率改定を審議するために、運営協議会を3回開いております。例年ですと1回のみなんですけれども、今回は市長のほうから税率改定の協議をしていただきたいということで、運営協議会を3回開きまして、令和3年度からの税率改定を決めて、令和3年3月に条例改正をさせていただいております。

それで今後の税率改定でございますが、今回の改定は令和3年3月に行った改定です。そちらは静岡県国民健康保険運営方針に沿った資産割を使用しない賦課方式とするための税率改定でございます。令和4年度以降には、県が示す標準保険料率を参考とした、税収を増やすための税率改定について検討していく必要がございます。

以上でございます。

○加藤副委員長 ありがとうございました。

○土屋委員長 ほかに。

柴田委員。

○柴田委員 歳出の2款6項1目の傷病手当金のところなんですけども、予算のほうでは1,000万円ということで、

こちら、補正予算で組まれたものだったかと記憶しておりますけれども、一方、歳出のほうでは1件で3万3,597円ということで、予算のほうとかなり金額が乖離しているかなと見えるんですけども、当初は補正予算で1,000万円と積算した根拠と、あとこちらの1件という形の決算状況になった内容を教えてください。

○土屋委員長 保険年金課長。

○崎本保険年金課長 お答えいたします。

傷病手当金につきまして、1日当たりの額をまず決めました。こちらは国民健康保険の被保険者の平成30年中の給与収入を基に6,000円と1日当たりの額を設定いたしました。

次に、想定人数といたしましては、軽症の患者を80人、重症の患者を20人と見込みました。支給日数ですが、こちらは発熱等の症状で終了する軽症の場合を12日、肺炎等を合併して入院等をする場合を34日と見込みました。

算定式といたしましては、軽症の場合が6,000円掛ける80人掛ける12日で576万円、重症の場合、6,000円掛ける20人掛ける34日、408万円、こちらを合計いたしますと984万円ということで、切り上げまして1,000万円ということで補正予算を組ませていただきました。

次に、傷病手当金を支給いたしました1件の状況でございますが、実際には1日当たりの額が3,733円掛ける9日ということで3万3,597円を支給いたしました。

それでこの1件という状況なんですけれども、国保の被保険者のうち給与所得者のみを対象としております。これはもともと国保の被保険者における対象者が少ないということが、この支給1件ということにもつながるのではないかなと思うんですけども、令和2年度にコロナ感染症に関わる傷病手当金を支給するための条例を新たに制定した市町村は、全保険者1,716自治体のうち1,692自治体でございます。それでこの全国の支給決定件数が3,000件ございましたので、1自治体当たりの平均支給件数というのが1.8件となっております。ですので湖西市での件数が1件だったということは、妥当な件数ではなかったのかなと。

あと令和2年度は、令和3年度よりは湖西市の感染者というのが、まだ抑えられていたほうではないかなと思いますので、その辺も影響しているのではないかなと思います。

以上でございます。

○土屋委員長 柴田委員。

○柴田委員 分かりました。ではちょっと繰り返になってしまうかもしれないですけども、当初は補正で予算を組んだ状況での見通しよりも、湖西市内の対象者の中では、コロナに感染された方で手当を必要とする方が少なく済んだということの理解でよろしいでしょうか。

○土屋委員長 保険年金課長。

○崎本保険年金課長 はい、そのとおりでございます。

○土屋委員長 柴田委員。

○柴田委員 よく理解できました。ありがとうございます。

○土屋委員長 佐原委員。

○佐原委員 給与所得者のみとしている理由の説明はいただきましたか。

○土屋委員長 保険年金課長。

○崎本保険年金課長 御説明いたします。

このコロナ感染症に係る傷病手当金の制度の目的が所得減少の補填というのではなくて、労働者に感染の症状があった場合に休みやすい環境を整備するためということであることと、コロナ以前から既に社会保険等の健康保険制度では、傷病手当金を支給するという制度がございました。サラリーマンなど給与の支払いを受ける被用者を対象としていることですので、国保もこのときに新設する場合も同様の制度とするためでございます。

以上でございます。

○土屋委員長 佐原委員。

○佐原委員 分かりました。労働環境のほうを公衆衛生のほうに主眼を置いた支援金だと理解しました。すみません、ありがとうございました。

○土屋委員長 荻野委員、どうぞ。

○荻野委員 湖西市の1人当たりの医療費の状況、それと県内ではどの辺にあるのかをお願いします。

○土屋委員長 保険年金課長。

○崎本保険年金課長 御説明いたします。

令和2年度の湖西市1人当たりの医療費は35万3,294円となっております。前年度比3.1%の減でございます。

それで国民健康保険の全国平均が37万371円、県平均が36万4,857円でございますので、湖西市の医療費は県内でも少ないほうであると思えます。県内の湖西市の状況でございますが、県内35市町では低いほうから数えて8番目となっております。

以上でございます。

○土屋委員長 荻野委員。

○荻野委員 もう1点ですが、2款2項1目の一般被保険者等高額療養費が増えているのはなぜなのか、教えてください。

○土屋委員長 保険年金課長。

○崎本保険年金課長 お答えいたします。

療養給付費、療養費においてはコロナ禍の影響によりまして受診控え等があり給付額は減っておりますが、療養給付費の1日当たりの費用額で比較いたしますと、前年度と比べて入院で2.3%、入院外で4.4%増えている状況でございます。

このことから重篤患者の受診割合が増加したということが、高額療養費の給付額が増えた要因ではないかと考えられます。

以上でございます。

○土屋委員長 荻野委員。

○荻野委員 はい、いいです。

○土屋委員長 そのほかに。

加藤委員。

○加藤副委員長 説明書の205ページに、特定健診未受診者対策というのがあるんですけど、これは実施してどのようであったかと、効果はどんなものかということをお聞きしたいんですけど。

○土屋委員長 保険年金課長。

○崎本保険年金課長 お答えいたします。

この特定健診未受診者対策というものは、令和2年度から始めたものでございます。AI等を駆使して未受診者の過去のレセプト情報を分析して、それぞれ個々に異なった最適な勧奨通知を作成して受診を勧奨するというものでございます。

こちらの効果でございますが、令和2年度はコロナウイルス感染症の影響で保険給付の件数ですとか、人間ドックの受診件数は減っております。ですが特定健診の受診者数は、令和元年度は4,221人でございましたが、令和2年度は令和元年度から200人増えて4,421人となっております。

受診未経験者の受診率におきましても、令和元年度と比べて2.7%増加しておりますことから、こちらの未受診者対策が効果を奏しているのではないかと考えております。

以上です。

○土屋委員長 加藤委員。

○加藤副委員長 ここに過去の受診履歴やレセプト情報を分析とあるんですけど、全然お医者さんにかかったことがない人は引っかからないわけですか。

○土屋委員長 保険年金課長。

○崎本保険年金課長 お答えいたします。

この過去の受診履歴というのは、健診を受けているかいないかという、健診の受診歴というものでございます。あとはレセプト情報というのは、委員おっしゃるとおりお医者様にかかって診療していただいたときのレセプトとなりますので、双方、健診を受診しているか、していないかということと、していない方についてはお医者さんにかかっているのか、かかっていないのか、その内容とかいうことを判断してとなっております。

以上でございます。

○土屋委員長 加藤委員。

○加藤副委員長 私も2年ぐらい飛ばしていて何か来まして、受けたら何かの値が、尿酸値なんですが高かったということで行きて、今かかっておりますので、結構なことだと思っておりますので、ぜひ努力していただきたいと思っております。ありがとうございます。

○土屋委員長 ほかに。

馬場委員。

○馬場委員 説明書の200ページにあります、基金の関係も含むんですけど、令和2年度は約3億3,000万円の歳入歳出の差引残高が残っているわけでございます。これの取扱いというか、この中で国民健康保険事業基金への積立は行われなかったのか、その辺の確認をしたいと思っております。お願いいたします。

○土屋委員長 保険年金課長。

○崎本保険年金課長 お答えいたします。

平成29年度までは条例の規定によりまして、過去3年間の平均保険給付費の5%以上を基金に積み立てるということになっておりました。しかし平成30年度からの広域化に伴いまして、積立てに対するこのような基準がなくなっております。

年度当初の運転資金として、ある程度の繰越金を確保しておく必要がありますので、平成30年度以降は単年度収支が毎年赤字であるという先ほどの説明にもありますとおり、増収を増やすための税率改定を行わない限り、基金への決算積立てというのは難しいと考えております。令和2年度は、基金の運用利子約5万円のみを積み立てて、歳入歳出差引残額は全額翌年度に繰り越している状況でございます。

以上です。

○土屋委員長 馬場委員。

○馬場委員 大変国保も厳しい状況にあるというのが分かりましたので、今ある5億3,000万円がだんだん目減りしていく、税率を改正しない限りは大変難しいかなということを理解することができました。ありがとうございました。

○土屋委員長 ほかに。

佐原委員。

○佐原委員 説明書の200ページに、出産育児一時金というのが20件、1人42万円というのがありまして、ただし産科医療補償制度を使わない場合は40.4万円ということで、これはあったのかなかったのかということと、どういう制度なんですか。産科医療補償制度を使わない場合というのは、どういうときに使わないのでしょうか。

○土屋委員長 保険年金課長。

○崎本保険年金課長 お答えいたします。

この産科医療補償制度というものでございますが、令和2年度は使わない場合というのはゼロ件でございました。

これは何か出産に関して事故があったときに、その受診者、出産者を補償するというための制度でございます。

それでこの金額が1万6,000円になっております。ほとんどの産科医さんとかはこの制度に、医療機関、出産する施設というか病院であったりとか、これに入っていれば当然、補償制度を利用して出産しているとなりますので、入っていない出産する場所というのは、今はほとんどないのではないかなと思います。

ただ海外で出産された場合とか、あと助産所で、なかなか個人でやっているような方だと入っていないという場合もあるかもしれないという程度でございます。

以上です。

○土屋委員長 佐原委員。

○佐原委員 分かりました。あと1つお願いします、いいですか。

○土屋委員長 はいどうぞ。

○佐原委員 説明書の204ページのところで、真ん中辺に高齢受給者証交付説明会というのがありまして、高齢受給者証というのが、そもそもどうということなのか。それと以後、令和2年8月から保険証と高齢受給者証が一体化し、高齢受給者証単体での発行がなくなったから、これ以降は説明会はしませんということなんですけど、これは保険証とは違う、身分を何か証明するものだと思うんですけど、ちょっと説明をお願いします。

○土屋委員長 保険年金課長。

○崎本保険年金課長 御説明いたします。

高齢受給者証というものは、70歳に達した者に対して発行する受診券というか受診証で、証書でございます。それで保険証とは別に70歳になったときには、あなたはこの対象になりましたよということで、それを発行するようになっております。それで結局、75歳になりますと後期高齢者医療に移管しますので、対象は70歳以上75歳未満の者となっております。

それで令和2年8月から国民健康保険証と、その高齢受給者証というのがカード型の一体化となりました。以前は保険証はカード型、この高齢受給者証は、今は後期高齢者医療の保険証と同じような紙の昔の保険証の大きさのものでございました。なかなか別々に保管するのはちょっと不都合だとかいう、前々から被保険者の方から一緒にしてほしいということが要望されておりましたので、国のほうが率先してそうしましょうとなりましたので、湖西市でも令和2年8月からカード一体型とさせていただきます。

それで令和2年8月から一体型にしたんですけれども、この一体型になる以前からコロナ感染が始まっておりましたので、なかなか70歳に達した高齢の方を一堂に集めて説明会をするというのが難しいということで開催は見合わせて、文書で説明文を入れて、その受給者証を紙ベースで送らせていただいていた。それでそのように変えたんですけれども、特別その質問ですとか問合せですとかがたくさん来たわけではございませんでした。

それで8月にカード一体型になってからも、一応はそういう説明で、こういうものですよということで説明を加えて発送はするんですけれども、そのように一体型になってからも特別支障はなく問合せもございませんでしたので、コロナ禍も引き続き、いつ収束するのかも分からないという状況もありますし、市民の方、被保険者の方がそれほど困っていらっやらないような状況が確認できましたので、令和3年度以降も説明会は開催する必要はないだろうと判断させていただきました。

以上でございます。

○土屋委員長 佐原委員。

○佐原委員 すみませんが75歳になると後期高齢者保険証というのが出るわけですけど、70歳になったときも何か医療制度が変わるんですか。

○土屋委員長 保険年金課長。

○崎本保険年金課長 御説明いたします。申し訳ありません、先ほどそれも少し御説明申し上げればよかったです。

窓口での負担割合が変わります。通常、国保は一般的には3割負担でございますが、70歳から75歳未満のこの高齢受給者証がありますと、一般的には2割で受診できるようになります。ただ高額所得者は3割のままという方も一部いらっしゃいます。それで75歳になると一般的には1割負担で、やはり後期高齢でも高額所得者は3割というようになっております。

以上です。

○土屋委員長 佐原委員。

○佐原委員 分かりました、すみません。もう一個だけいいですか。

○土屋委員長 はいどうぞ。

○佐原委員 その下の表で、先ほど加藤委員が健診の勧奨をさせていただいてよかったというお話がありましたけど、重症化予防及び重複頻回受診者への保健指導も、これもゼロになっていたんですけど、前年度も3,000円という僅かな金額がついていて今回はゼロと。でも実施しなかったわけではなくて、前年度の168人よりは平成31年度は13人とか、数は少ないわけですけど、でも実施しているけれども、これは電話だけなので費用はかからなかったという理解でよろしいのでしょうか。

○土屋委員長 保険年金課長。

○崎本保険年金課長 御説明申し上げます。

重症化予防のほうはハイリスク者13人、受診勧奨者個別指導が電話で71人ということで、こちらは実施しておりますが、重複頻回受診のほうはゼロ人ということで、こちらは実施はしておりません。それで費用のほうはゼロというのは、やはり訪問であったり電話であったりとかということで、経費はかかっていないということでゼロとなっております。

以上です。

○土屋委員長 佐原委員。

○佐原委員 ありがとうございます。

○土屋委員長 荻野委員どうぞ。

○荻野委員 簡単に御答弁をお願いします。まず賦課徴収費の中の賦課限度額が63万円ということですが、令和2年度は、この63万円を出た世帯数と金額を教えてください、全部で幾らだったのか。

○土屋委員長 保険年金課長。

○崎本保険年金課長 お答えいたします。

人数は今すぐに手持ちでお答えできませんので、金額のほうで申し上げさせていただきます。

令和2年度、全被保険者のうち、基礎課税分、後期高齢者分、介護納付分ということで内訳がそれぞれ3つあるんですけども、全て合計で申し上げますと4,281万7,393円、これがそれぞれの基礎課税、後期高齢者分、介護納付分ということで、限度がそれぞれ違うんですけども、それを全て限度を超えた部分を合計した金額ということになります。

人数でございますが、先ほど申し上げましたように基礎課税分、後期高齢者分、介護納付金分ということで、それぞれ限度額が違っていて、それぞれの人数は出ているんですけども、重複している方もいらっしゃいますので、この3つの中で一番多い人数が、後期高齢者支援分の限度額を超えた人数としましては306人となっております。

以上でございます。

○土屋委員長 荻野委員。

○荻野委員 もう1点すみません、簡単に終わりますので。短期保険証についてなんですけれども、令和2年4月1日が211件、令和2年8月1日で276件と、ちょっと異常に僅か4か月で増えたように見えるんですけども、その辺の理由を教えてください。

○土屋委員長 保険年金課長。

○崎本保険年金課長 令和元年度に比べて令和2年度のほうが、人数が増えている理由ということによろしいですか。

○荻野委員 違う、令和2年4月1日から令和2年8月1日で65人増えていますね、僅か4か月で。その理由を教えてください。

○土屋委員長 保険年金課長。

○崎本保険年金課長 御説明いたします。

この表の下の米印を見ていただきたいんですけども、令和2年度から保険証の一斉更新日を8月1日に変更しております。変更前は10月1日が保険証の更新日でした。ですのでこの表を上の方から見ていただきますと、6月と10月と比べると、10月のほうがやはり増えております。それで令和2年も4月と比べると更新月の8月のほうが増えていると。

それがなぜかということなんですけれども、保険証の更新時に短期証になる方というのは、前年度の分に未納がある方を一斉に調査しまして、短期証の対象とさせていただいているものですから、4月からだんだんと納付されて減っていても、その8月の更新のときに前年度分が未納だという方が新規で入ってしまうものですから、そこでどうしても更新月の短期証の発行者というのは毎年増えているという状況になっております。

以上です。

○土屋委員長 荻野委員。

○荻野委員 はい、分かりました。よくは分からないけど。

○土屋委員長 またよく担当課に行って、詳しく聞いてください。

それではほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○土屋委員長 ないようですので、質疑を終結し、これより討論に入ります。

討論のある方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○土屋委員長 ではこれをもって討論を終結いたします。

これより、議案第90号、令和2年度湖西市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。本案を原案のとおり認定することに賛成する諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○土屋委員長 ありがとうございます。挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決しました。ありがとうございます。

それではここで5分休憩します。11時05分開始です。

午前11時01分 休憩

午前11時05分 再開

○土屋委員長 それでは会議を再開いたします。よろしくをお願いします。

続きまして、議案第92号、令和2年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

決算書のページは24ページから27ページ及び352ページから359ページ、主要施策成果の説明書は223ページから226ページまでとなります。

これより質疑を行います。

質疑は歳入全般と歳出全般に分けて行いますのでよろしくをお願いします。

それでは、初めに歳入について質疑を行います。

質問のある方はありますか。

柴田委員。

○柴田委員 1 款の保険料全般においてなんですけれども、保険料の収納率に関しましては前年度と比較してどうであったのか、また県内の各市と比較してどういった状況なのかを教えてください。

○土屋委員長 保険年金課長。

○崎本保険年金課長 お答えいたします。

令和元年度と比べまして令和2年度の収納率は、現年分が99.86%で0.09ポイントの増、滞納繰越分は42.13%で1.01ポイントの減、合計では99.60%で0.12ポイントの増となりました。

県内23市中の順位は、現年分は前年度5位から3位に上昇しております。滞納繰越分は前年度8位から12位へと下降いたしました。合計では5位から4位と上昇しております。

以上です。

○土屋委員長 柴田委員。

○柴田委員 ありがとうございます。不納欠損につきましては状況はいかがだったのでしょうか、教えてください。

○土屋委員長 保険年金課長。

○崎本保険年金課長 お答えいたします。

令和2年度は令和元年度より5人減、14万2,050円増の7人、38万9,500円を不納欠損処分といたしました。その理由と内訳でございますが、7人全てが差押えできる資産等を持たない生活困窮者となっております。

以上でございます。

○土屋委員長 柴田委員。

○柴田委員 よく理解できました、ありがとうございます。終わります。

○土屋委員長 ほかに。

荻野委員。

○荻野委員 3 款繰入金が前年度より1,100万円増加した理由は何か教えてください。

○土屋委員長 保険年金課長。

○崎本保険年金課長 お答えいたします。

まず内訳でございますが、事務費繰入金で368万4,000円の増、保険基盤安定繰入金で717万9,000円の増となっております。

事務費繰入金につきましては、歳出予算一般管理費の委託料、徴収費の郵送料の増が主な理由でございます。また保険基盤安定繰入金は、歳出予算広域連合納付金の低所得者軽減分負担金の増が主な理由でございます。

以上です。

○土屋委員長 よろしいですか。

○荻野委員 はい。

○土屋委員長 歳入はほかにありますか。

佐原委員。

○佐原委員 すみません、先ほどの柴田委員の続きで保険料のことなんですけど、不納欠損のお話もありましたけれども、生活困窮で差押えはとてもできないという家庭だった7人はそんな状況ですけれども、収納対策として先ほど、国保でもいろいろ税務課と協力してやっていただいているお話がありましたが、ここではいかがでしょうか、収納対策は。

○土屋委員長 保険年金課長。

○**崎本保険年金課長** お答えいたします。

先ほど国保のほうでは税務課のほうで滞納整理を主にやっているということで御説明申し上げましたが、後期高齢者医療制度につきましては、滞納整理につきましても保険年金課が全て行っております。

それで収納対策といたしまして、1つ目はまず普通徴収者の口座振替率を上げるということがございます。年齢の到達者や、普通徴収に特別徴収から納付方法が切り替わった者などへの通知ですとか、あと督促状の発送時に口座振替の依頼書を同封しております。

2つ目は、督促状発送後の、その後いまだ納めていただけない未納者につきまして、電話催告や途切れのない催告書の発送を行っております。

3つ目ですが、滞納者と直接交渉する機会を得るために、保険証更新時の窓口交付ですとか、あと高齢者福祉課と介護保険の徴収を合同で臨戸訪問等を行っております。

また令和2年度からは、さらに滞納者との納付相談機会を確保するために短期被保険者証の発行を開始しております。

以上でございます。

○**土屋委員長** 佐原委員。

○**佐原委員** 後期高齢者は年金をもらっている人がほとんどなので、特別徴収が大半だと思うので、あまり滞納はないのかなとは思いますが、それでも滞納がある方はあるということなんですね。

月に1万5,000円以下の年金だったか、何かそういう基準があるわけですよね。そういう人は普通徴収になるので、その辺の年金額の低い方の滞納があるという理解でよろしいですか。

○**土屋委員長** 保険年金課長。

○**崎本保険年金課長** お答えいたします。

年金が少ない方という方、年金がない方という無年金の方というのも実際にいらっしゃいます。そういう方はやはり年金が少ない、年金が頂けないという高齢者は御自分で働かないと生活していけないものですから、やはりお給料収入がございませぬかなか、そうすると年金特徴ができないものですから、御自分で普通徴収という形で払っていただかなければいけない。そういう方がどうしても滞納に結びついてしまうのかなという現状がございませぬので、できればお給料が入る口座から口座振替をしていただくですとか、ということでまずはやはり年齢到達のときに保険証を発送するとか、あと最初に納付書を発送するとか、督促状を発送するとかという、機会があるごとに、まずは口座振替をしていただくということで、実際には年金特徴の割合は高いですけれども、滞納に結びつく方というのはそういう方にどうしてもなってしまうという現状がございませぬ。

以上です。

○**土屋委員長** 佐原委員。

○**佐原委員** では引き続き、外国籍の方々の滞納とか納付の状況はいかがなんでしょうか。

○**土屋委員長** 保険年金課長。

○**崎本保険年金課長** お答えいたします。

外国籍の方の被保険者の人数ですけれども、令和元年度末が12人、令和2年度末が18人という状況になっております。

滞納の状況でございますが、令和2年度決算時点で3名、8万5,000円が滞納の状況となっております。それで近年、やはり外国籍の被保険者の方は少しずつですが増えてまいりました。令和2年度は保険証ですとか、あと保険料等の通知につきまして、まずはポルトガル語とスペイン語の説明文を作成しまして、令和2年度から活用を始めております。

以上です。

○土屋委員長 佐原委員。

○佐原委員 ありがとうございました。

○土屋委員長 ほかはいいですか。

では歳入については以上で終わらせていただいて、歳出について質疑がある方はお願いします。

馬場委員。

○馬場委員 それでは医療保険事業等の関係で、湖西市の被保険者1人当たりの医療費はどのくらい、先ほど国保のほうは高齢者で出たんですけど、それでその辺の県下の状況と、湖西市における状況をちょっと教えていただければと思います。

○土屋委員長 保険年金課長。

○崎本保険年金課長 お答えいたします。

令和2年度湖西市の1人当たり医療費は、前年度と比べまして4万554円減の74万7,972円でございます。県広域連合の1人当たり医療費は、前年度と比べ27万50円減の79万3,157円となっておりますので、県平均よりは湖西市のほうは少ないという状況です。また、県内35市町の中では、湖西市は少ないほうから6番目となっております。

以上です。

○土屋委員長 馬場委員。

○馬場委員 ありがとうございました。

○土屋委員長 保険年金課長。

○崎本保険年金課長 申し訳ございません、先ほど県の広域連合の1人当たり医療費のところでは言い間違いがございましたので訂正させていただきます。申し訳ございません。

前年度と比べて2万7,050円減の79万3,157円となっております。失礼いたしました。

○土屋委員長 馬場委員。

○馬場委員 分かりました。湖西市は県下的にはまあまあ健康なのかと捉えればいいのかどうか分からないところがあるんですけど、それなりにいいところにいるとは感じました。

それで医療費抑制のための特に対策、こういった効果が出ているようなことがあれば教えていただきたいと思えます。

○土屋委員長 保険年金課長。

○崎本保険年金課長 お答えいたします。

医療費抑制のための対策としましては、主にはやはり保険者が県の広域連合でございますので、保険者が行っているものが主なものになります。

1つはジェネリック医薬品差額通知の発送でございます。こちらはジェネリックのほうで代金が抑えられますので、個人の負担1割分がそうなんです、それ以上に県の広域連合が負担している部分というのが大きいものですから、全体にやはりジェネリックを使っていたほうが経費節減につながる、医療費抑制につながるということで、やはり御自分の負担を見ていただくことで抑制につなげるということが1つあります。

それとあとはジェネリックと同じように医療費通知も当然差し上げておりますので、そちらのほうでも御自分の医療費がどれくらいかかっているのかということを確認していただけるようになっております。

あと2つ目ですが、頻回受診者訪問指導、先ほど国保のほうでも御質問いただいたんですけども、一応こちらのほうも県の広域連合が委託しまして、保健師が県下35市町を抽出したものに対して、訪問してもいいですかということで相手の方の意思を尊重した上で訪問して、希望される方には指導を行っているという内容のものでございます。

ただし令和2年度はコロナの感染が広まっておりますので、先ほど国保のほうでもなかなかその保健指導ということがままならなかったということがございましたように、後期のほうでもなかなかやはり希望するという方が少な

い状況で、こちらのほうはなかなか令和2年度は進んでいなかった状況ではございます。

あともう一つは健康診査でございます。こちら後期の健康診査は保険者が県の広域連合でございますので、各市町と広域連合が契約をして、各市町が受託して行うという方式になっております。それで湖西市では浜名医師会のほうにお願いしまして、受診券を発送して被保険者はかかりつけ医であったりとか、新規で開拓してお医者さんにかかって健診を受けていただくとかいう形で健診を行っております。それでこちらの健診の費用につきましては、特別会計ではなくて一般会計のほうで予算化させていただいております。

あともう一つ、医療費についても後期のほうは特別会計ではなくて一般会計のほうから歳出をさせていただいておりますので、ちょっとそちらを説明させていただきました。

以上です。

○土屋委員長 馬場委員。

○馬場委員 御丁寧な説明をいただきありがとうございます。

それともう一つ続けたいのですが、これで来年になると団塊の世代が後期高齢者に入ってくるんです。そういった中で保険者は県になるんだけど、市のほうもある程度はそういった今課長が言われたような対策を取っていかないと、負担等が増えていく部分も出てくる可能性が出てくるものですから、それについてのお考えがあればお尋ねしたいなと思います。

○土屋委員長 保険年金課長。

○崎本保険年金課長 お答えいたします。

市といたしましては、安定的な事業継続のためには、やはり保険料の収納率の維持向上に努めていくことが第一ではないかと考えております。また先ほど御説明したように、健診の受診率を向上させることで生活習慣病の予防ですとか早期発見、重症化予防ということができると思います。またジェネリック医薬品を利用促進することで医療費の抑制ということにもつながると思いますので、そちらのほうを重点的に考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○土屋委員長 馬場委員。

○馬場委員 はい、ぜひ頑張ってください。

○土屋委員長 荻野委員。

○荻野委員 1点お願いします。この後期高齢者医療なんですけれども、この特定健診あるいは保健指導、これは県の努力義務ということになっているわけなんですけれども、実際にはどんなことをやっているのか。先ほどもありましたけれども、県の連合会のほうではどんなことをやられているのか。

○土屋委員長 保険年金課長。

○崎本保険年金課長 まず健康診査になりますが、国民健康保険のほうの特定健診の内容とは若干、年齢対象が違うということで、検査の項目は多少違っております。

基本的には尿検査、血液検査、あとは体重とか、そういう基本的な健診はすると思うんですけれども、尿検査、血液検査の中で、またさらに検査項目というものがありますので、基本的な健診項目となっております。

○土屋委員長 荻野委員。

○荻野委員 国保の特定健診と後期高齢者と、その項目というか、国保と比べて非常に少ないのか。分からなければいいよ。

○土屋委員長 保険年金課長、どうぞ。

○崎本保険年金課長 お答えいたします。

やはり年齢的に考えると、40歳以上の特定健診という枠の中で、40歳以上75歳未満の国保の方、後は75歳以上の後期高齢者ということになりますので、若干ですが後期高齢者のほうが検査項目としては少ないと思います。

ちょっと今、詳細までは把握しておりませんので申し訳ございませんが、多いか少ないかをお答えするとすれば、後期高齢者医療の健診項目のほうが、国保に比べると若干ですが少なくなっているという状況ではございます。

○土屋委員長 萩野委員。

○萩野委員 その受診率というのはどうなんですか、特定健診の。分からなければいいよ。

○土屋委員長 分からなければいいそうです。はい、保険年金課長。

○崎本保険年金課長 お答えいたします。

後期高齢者の健診の受診率が湖西市は34.94%、令和元年度が34.22%ですので0.7ポイントぐらい、0.72ポイント若干ですが上がっております。

以上です。

○土屋委員長 萩野委員。

○萩野委員 はい、いいです。

○土屋委員長 そのほか、歳出はありますか。

佐原委員、最後の1つでお願いします。

○佐原委員 はい、歳入1つをお願いします。

2款1項1目の広域連合納付金の低所得者保険料軽減負担分が718万円増額しているんですけど、これは湖西市の人数で割り当てられて、そういうことだとは思んですけど、実際に湖西市の人で低所得者と把握している数で納めるんですか。これはどういう理由ですか。

○土屋委員長 保険年金課長。

○崎本保険年金課長 お答えいたします。

低所得者負担軽減というものは、静岡県の広域連合がこの所得よりも少ない所得の方は7割軽減ですとか、この上限までの所得の方は5割軽減ですとか、均等割を軽減する割合が7割、5割、2割ということで、軽減が決まっております。それで所得の上限も決まっております。それでその条件に合わせて均等割額を7割軽減、5割軽減、2割軽減ということで、所得の少ない方に均等割軽減を行っている。

それで、その軽減を受けた保険料分というのは市町が負担しなさいとなっておりますので、その金額分を一般会計のほうから繰入れをさせていただいて、それでそれを県の広域連合のほうに納めているとなっております。よろしいでしょうか。

○土屋委員長 佐原委員。

○佐原委員 すみません、去年は前年の令和元年度よりも718万円も増えたということは、低所得者の人が増えたということですけど、これは大体何人ほどなんですか。

○土屋委員長 保険年金課長。

○崎本保険年金課長 人数を申し上げます。低所得者軽減の対象者は、令和元年度では4,646人、令和2年度では4,795人となりまして、149人増えております。低所得の方が増えたとも捉えられますし、被保険者全体もちょっと増えているということも理由にもなっております。

それでもう一つは令和元年度から令和2年度にかけて、先ほど御説明したその所得基準というものが若干ですが上がりましたので、それで基準が拡大されたことによって対象者が増えたということも考えられます。

以上でございます。

○佐原委員 ありがとうございます。

○土屋委員長 それでは、ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○土屋委員長 ないということですので質疑を終結し、これより討論に入ります。

討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○土屋委員長 これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第92号、令和2年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成する諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○土屋委員長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたします。

なお、委員長報告は正副委員長において作成させていただきます。御了承いただきますようお願いします。

それでは、暫時休憩といたします、お疲れさまでした。では再開は11時40分です。

午前11時33分 休憩

午前11時41分 再開

○土屋委員長 それでは休憩を解いて会議を再開いたします。

最後に全国市議会議長会でしたか、コロナ禍における厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本件につきましては、8月24日、議員全員協議会で協議したところ、当総務経済委員会で意見書案の作成を行うことについて、議員全員が賛同されました。

つきましては、この意見書案について当総務経済委員会にて作成し上程いたしますので、委員の皆様におかれましては現在お配りしている意見書案への御意見をお尋ねしたいと思います。

なお、8月25日に行われました当委員会勉強会にて、この意見書について新型コロナウイルスによる固定資産税への影響を税務課に確認すべきだということになりましたので確認しましたところ、新型コロナウイルス緊急経済対策として講じられた軽減措置による減収分は、以前、皆様にお送りした資料のとおり、ほとんどが国費で補填されるとの回答を得ております。

それでは、意見書案について事務局に朗読をお願いしますが、その前に配付した4についてどうだということがあります。わかりますか、4というのは。それについて御意見を伺いたいと思います。

○加藤副委員長 3はいいんですね。3は今言ったとおりで、令和3年度に限り新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえて納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度評価替えを起因とする税額が上昇するため、前年度課税標準額を据え置くことになりましたということなんですけど、それをもう令和3年度で終わってくださいよということなんです。

○土屋委員長 そういうことですね。

○加藤副委員長 それで今かかっている人も固定資産をそれでもいろいろ持っている人の全員がかかるわけではないんだよね。

○土屋委員長 そうですね。

○加藤副委員長 評価が上がったところとか、そういうところがかかってくるということなのか、全員じゃなくて。それが解説に書いてあるところだと思うんだけど、そういうことかな。

○土屋委員長 そういうことだと思いますなんて言うてはいけないけど。

○加藤副委員長 事務局でつくってくれたところに書いてある裏ページに、地価の上昇により固定資産税が増額した

者のみが、本来納めるべき税額より少ない税額を納めることになるということだもので、そういうたくさん持っている人については必ず全部が当てはまるのではなくて、固定資産税が増額した者のみが優遇されるのは、もう令和3年度で終わってくれということなんだね、そういうことだね。

○土屋委員長 はい、事務局。

○事務局 はい、そのとおりでございます。それで今皆様が御覧いただいている資料は、全国市議会議長会のほうで各項目について解説されたものになります。

以上です。

○加藤副委員長 分かりました、僕は3番はいいです。4番だね。

○土屋委員長 はい。4番が令和3年度税制改正により講じられた自動車税、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、さらなる延長は断じて行わないことというのが市長会からの要望書の案です。それでこれが言っている意味は分かるかしら。

○加藤副委員長 それは例えばこれだと、今は特に軽自動車などを買って、そうすると減税してくれているわけだね今は。

○土屋委員長 そうですね。

○加藤副委員長 それを将来か何年か、令和3年度以降はもうやめてくれということなんだね。そうすると湖西市の場合は豊田佐吉が生まれたところだし、トヨタ自動車関係の会社がたくさんあるというようなことで、これをやめると消費者が軽自動車などは買うのをやめようと、ちょっとやめるとか、車を買うのをやめよということになると、湖西市としては自動車関連の人からの税金というのが少なくなるし、大きな目で見るとあまり得策ではないんだよね。そういう意味だよ。

○土屋委員長 そういうことだね。要は湖西市で軽四を買うと今までは減免されてたけど、いわゆる車を生産しているまちと、車が全然関係ないまちがありますね。その差がどうしても湖西市は自動車産業が盛んなまちなものだから、湖西市は個人の車が売ってもらいたいというのが湖西市民の、全員ではないにしても考え方でいきたいなというものがあると思うんですけど。

それからすみません、神谷議員から傍聴の要望がありましたので、入っておりますのでよろしくをお願いします。

○土屋委員長 佐原委員。

○佐原委員 これはエコカーというか、そのEV車とかで、ハイブリッド車とかそういう環境によい車を持っている人の課税分ということですよ。全ての車ですか、環境性能割の臨時的、そういうガソリン100%じゃない環境性能割というと、そういうハイブリッド車などを買った方へのエコカー減税というのがあったけど、それを指すということでもいいですよ。どの車を買っても減税とか、環境性能割ということなので。

○加藤副委員長 軽自動車ではないんだな。

○土屋委員長 新しい車などは全部そうだろう。

○佐原委員 だから自動車税、軽自動車税の環境性能割だから、普通自動車を買ったらじゃなくて、そういうCO₂が少しでも少ない車に対しての減税を今後は行わないことというこの理解でよろしいですね。

○土屋委員長 それで結構です。

○佐原委員 続いて、やはり先ほども加藤委員が言われたように、自動車産業のまちだし、車がないと生活できないこの地域なので、やはり減税はして欲しいし、CO₂排出量を減らすためにもそういう消費喚起をするためには減税を、私はこの4番は断じて行わないことの反対をお願いしたい、削除をお願いしたいという思いです。

○土屋委員長 そういうことです。

馬場委員。

○馬場委員 今皆さんからいろいろ御意見が出ている中で、湖西市のその自動車産業のまちというイメージからして

も、この4番については今回、湖西市として削除する案を提案したいなというように思っております。後はまた皆さんの御意見をいただいた中で、私はそういうように考えました。

○土屋委員長 ありがとうございます。

そうではないよという意見があったり、いいではないかと、何でもいいのでおっしゃってください。

加藤委員。

○加藤副委員長 これは車だけに言われているけど、本当ならいろいろなものもあるよね。冷却するような冷蔵庫の大型化のああいうようなものは物すごく環境が悪くて、何で車だけにこういうようになったのかなと思う。取りやすいからかもしれないけど、ちょっと分からない。

○土屋委員長 今では冷蔵庫というのはあまりつくってないのかね。

○加藤副委員長 大型冷蔵庫なんです。

○土屋委員長 ほかに意見はありますか。

柴田委員。

○柴田委員 私も湖西市内には自動車産業に携わっている方が非常に多いと思われまますので、こういった環境性能割を廃止することで、そういった自動車産業が衰退してしまう、また経済の活性化が鈍ってしまうということが非常に懸念されますので、この4番に関しては削除を希望したいなと思います。

以上です。

○土屋委員長 それではそういう方向で考えたいと思いますので、意見書案について事務局の朗読をお願いいたします。4番を削ったものを。

それでは、今言った4番を割愛したものにしますのでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○土屋委員長 全員オーケーですか、挙手は求めませんので。暫時休憩とします。

午前11時54分 休憩

午前11時54分 再開

○土屋委員長 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、先ほどの皆様の御意見を基に意見書案を修正しましたので、事務局は朗読をお願いいたします。

○事務局 それでは、朗読させていただきます。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し、地方税財源の充実を求める意見書(案)

新型コロナウイルス感染症の蔓延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても引き続き巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医療介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など、将来に向け増嵩する財政需要に見合う財源が求められる。

その財源確保のため、地方税制の充実確保が強く望まれる。

よって、国においては、令和4年度地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう強く要望する。

1、令和4年度以降、3年間の地方一般財源総額については「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が毎年度増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

2、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め断

じて行わないこと。生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来国庫補助金などにより国の責任において対応すべきものである。よって、現行の特例措置は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。

3、令和3年度税制改正において土地に係る固定資産税について講じた、課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとする。

4、炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税または地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年

静岡県湖西市議会議長

宛先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、経済再生担当大臣。

以上でございます。

○土屋委員長 ありがとうございます。

それでは、皆さんにお諮りいたします。

意見書につきましては、事務局が読み上げたとおりとし、当総務経済委員会から、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてを本会議に上程することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○土屋委員長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

以上をもちまして、総務経済委員会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

〔午前11時58分 閉会〕

湖西市議会委員会条例第28条第1項の規定により署名する。

委員長 土屋 和 幸